# タクシー乗車券交付のご案内

寝屋川市では多胎児を育てるご家庭の外出の支援を行うため、年間2万円分のタクシー乗車券を交付しています。

このご案内は、本事業の対象となる可能性のあるご家庭に送付しています。

保護者の皆様におかれましては、本事業の対象であるかをご確認の上、下記のとおり申請してください。事業の詳細については、裏面や別紙 QA 等をご覧ください。

#### 【対象者】

寝屋川市の住民基本台帳に記載されている方で、以下のいずれか(①~③)に該当し、多胎児の養育を行っているご家庭の保護者

- ① 令和7年4月1日時点で、令和3年4月1日以降に出生した 多胎児を養育している方
- ② 令和7年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方
- ③ 令和7年4月1日以降に寝屋川市に転入し、令和3年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方

## 【申請方法】

右のQRコードを読み取り申請をお願いいたします。



※ 電子申請が難しい場合は、子育て支援課窓口に申請書を提出してください。 なお、令和7年5月7日に子育て支援課は**寝屋川市サービスゲート**に 移転いたします。申請時期によって申請書の発送先が異なりますので、 必ず別紙の【庁舎移転のお知らせ】をご確認ください。

本人確認書類:運転免許証などの各種免許、健康保険証の写しなど 窓口での申請受付:9:00~17:30(土日祝日以外)

### 【申請期限】 令和8年3月31日 (火) <当日消印有効>

※ 申請期限までに申請書の提出がない場合は、タクシー乗車券の交付ができませんので、ご注意ください。

#### 令和7年2月1日~3月31日に出生又は転入された方の特例について

特例として、令和6年度分と令和7年度分の2年度分を申請することができます。ただし、特例による申請が可能な期間は令和7年5月30日までです。 特例対象者の申請方法

- ①令和7年3月31日までに<u>令和6年度分を**未申請**</u>の場合 <u>令和7年5月30日まで</u>に、令和6年度分と令和7年度 分の2年度分を申請
- ②令和7年3月31日までに<u>令和6年度分を**申請済**</u>の場合 令和7年3月31日までに、令和7年度分を申請

問合せ先 寝屋川市こども部子育て支援課

